

入 札 公 告

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 し ま す 。

令 和 6 年 3 月 2 2 日

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
水 産 資 源 研 究 所 管 理 部 門 長 小 林 正 裕

1 . 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 及 び 数 量 (単 価 契 約) 仔 稚 魚 の 選 別 ・ 計 数 業 務 一 式
- (2) 調 達 仕 様 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (3) 履 行 期 限 令 和 7 年 2 月 2 8 日
- (4) 履 行 場 所 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (5) 入 札 方 法 入 札 金 額 は 、 単 価 に 予 定 数 量 を 乗 じ た 合 計 額 を 記 載 す る こと 。 ま た 、 落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 を も っ て 落 札 価 格 と す る の で 、 入 札 者 は 、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず 、 見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 1 1 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こと 。

2 . 競 争 参 加 資 格

- (1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1 3 水 研 第 6 5 号) 第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 1 3 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こと 。
- (2) 令 和 4 ・ 5 ・ 6 年 度 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 競 争 参 加 資 格 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 「 役 務 の 提 供 等 契 約 」 の 業 種 「 調 査 ・ 研 究 」 で 「 A 」 、 「 B 」 、 「 C 」 又 は 「 D 」 い ず れ か の 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こと 。
- (3) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 理 事 長 か ら 物 品 の 製 造 契 約 、 物 品 の 販 売 契 約 及 び 役 務 等 契 約 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こと 。
- た だ し 、 全 省 庁 統 一 資 格 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る 場 合 は 、 国 の 機 関 の 同 様 の 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こと 。
- (4) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 3 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 者 で な い こと 。
- (5) 本 業 務 を 履 行 し う る 知 識 ・ 技 術 を 有 す る こと を 証 明 し た 者 で あ る こと 。
- (6) 仕 様 書 を 踏 ま え た 実 施 体 制 を 整 備 す る と と も に 、 第 三 者 に 委 託 す る こと な く 業 務 責 任 者 (査 定 結 果 の 最 終 判 定 を 行 え る 者) を 有 す る こと を 証 明 し た 者 で あ る こと 。

3 . 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競 争 参 加 希 望 者 は 、 以 下 に よ り 入 札 説 明 書 等 (入 札 説 明 書 、 入 札 心 得 書 、 契 約 書 案 、 入 札 書 様 式 、 委 任 状 様 式 等) の 交 付 を 受 け る こと 。
- ① 直 接 交 付
神 奈 川 県 横 浜 市 金 沢 区 福 浦 2 - 1 2 - 4
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 水 産 資 源 研 究 所 管 理 部 門 管 理 課 用 度 担 当
電 話 0 4 5 - 7 8 8 - 7 6 2 8
F A X 0 4 5 - 7 8 8 - 5 0 0 1
- ② 宅 配 便 着 払 い に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 (単 価 契 約) 仔 稚 魚 の 選 別 ・ 計 数 業 務 入 札 説 明 書 宅 配 便 に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 住 所 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こと 。
- ③ メ ー ル に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 (単 価 契 約) 仔 稚 魚 の 選 別 ・ 計 数 業 務 入 札 説 明 書 メ ー ル に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 メ ー ル ア ド レ ス 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こと 。

- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 (単価契約) 仔稚魚の選別・計数業務
2. 業務目的 クロマグロの主要なふ化・成育海域である南西海域・日本海におけるクロマグロ及びその他の仔稚魚の分布生態を把握することで、クロマグロの初期生態及び各産卵場の海域特性を明らかにすることを目的とする。
3. 業務場所 請負業者指定場所
4. 納品場所 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 横浜庁舎
5. 予定数量 2m リングネットにより採集した魚類のエタノール固定標本
目合 1.0 mm 130 検体
目合 0.334 mm 20 検体
6. 業務期限 令和 7 年 2 月 28 日
7. 業務内容

(1) 標本等の送付

水産資源研究所が令和 6 年 11 月末までに引き渡す魚類エタノール固定標本及び標本一覧表並びに標本データ記録表(エクセル形式のワークシート)を請負者に送付する。なお、標本送付にかかる運送費は当所が負担する。

(2) 仔稚魚の選別・計数

原則として仔稚魚の全数を選別、計数する。仔稚魚は、サバ科、その他仔魚(不明種を含む)の 2 つの分類群に選別し、分類群ごとに計数する。ふるい等は使用せず、試料全量を目視あるいは顕微鏡下で直接観察しピンセットやえつき針等を使用して仔稚魚を選別、抜き出すこととする。

(3) 作業終了後の仔稚魚標本等の処理

- ① 計数対象種は、それぞれサンプル瓶(適切なサイズのスクリューパーバイアル)に新たな 99.5%エタノールで収容する。選別した仔稚魚サンプルは、月ごとに順次 4. 納品場所(水産資源研究所 横浜庁舎)宛に返却する。
- ② 仔稚魚選別後の残渣標本については、指定のラベルと共に標準サンプル瓶 (UM サンプ

ル瓶 100 ml) に入れ、5%中性ホルマリン溶液で保存する。1本の瓶に収容出来ない場合、複数本に分けて収容する。

- ③ 標準サンプル瓶の蓋には、上から以下の順でラベル3種を並べて貼付すること。

【ラベル1】丸型シール(タフスポット 三商 商品コード 96-4024-6)

【ラベル2】一般ラベリング用シール(タフタッグ 三商 商品コード 96-0849-6)

→このラベルに、船名、航海名、観測点名、目合 (1.0 or 0.334mm)、

採集器具 (2m リングネット)、採集層 (0 m 等)、分割率 (1/2 等) 等を記載。

【ラベル3】0.2mlPCR チューブ用シール (タフタッグ 三商 商品コード 96-0847-6)

※なお、サンプル瓶に貼付するシールについては、規格等が同じであれば、同等品でも可とする。

- ④ 標本瓶は、標準のコンテナ (三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色) に40本収納する。

また、③で標本サンプル瓶の蓋に貼り付けた一番上の【ラベル1】に、1~40までの通し番号を記入する。ただし、複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入し、そのことを(1)の標本データ記録表(エクセル形式のワークシート)に入力すること。採集した都県や採集月の異なる標本などが一つのコンテナに混在しても構わない。

コンテナの面積の小さい2側面にはラミクロステープを貼付した上で通し番号を記載すること。

標本およびコンテナに記載した通し番号を、(1)の標本データ記録表(エクセル形式のワークシート)に入力する。なお、コンテナの通し番は仮の番号であり、水産資源研究所塩釜庁舎にて最終的な番号を割り振る。その時点で一番下のラベルにもコンテナの番号を記載する。

- ⑤ コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに三段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋 (三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 用・黄色) をし、PP バンド (プラスチックバンド) 等で結束した状態で水産資源研究所塩釜庁舎へ送付する。なお蓋については再利用するものとし、塩釜庁舎から請負業者宛に纏めて返送する。元々標本が入っていた瓶は洗浄し、水産資源研究所横浜庁舎または各都県研究機関へ返送する。

- ⑥ 上記①~⑤にて使用する標本瓶やコンテナにかかる費用、および運送費用は請負者が負担すること。

・成果品 同定・計数結果表(定点ごとのサバ科とその他魚類の尾数を入力したエクセル形式のワークシート)を作成の上、水産資源研究所広域性資源部まぐろ生物グループに提出すること。なお、本仕様書で分析を依頼する標本については、標本到着後速やかに分析を開始して可能な限り早く結果をメールで報告すること。

・標本等の返却 仔稚魚標本は水産資源研究所横浜庁舎へ返却する。

残渣標本は塩釜庁舎へ発送する。

元々標本が入っていた瓶とコンテナは、横浜庁舎または各都県研究機関へ返送する。

8. 特記事項 (1)水産資源研究所広域性資源部まぐろ生物グループは、成果品について選別漏れ、計数結果の2項目のチェックを行う。また中間チェックのため、12月までに2、3検体分について選別漏れのチェックを行う場合がある。仔稚魚の選別漏れの割合が1検体当たり5%を超える場合は、該当の全サンプルの再検を求めることがある。なお、請負者は当該作業の予定従事者のリスト(選別者と査定者の氏名・年齢・性別・経験年数・雇用形態等)を提出すること。また、記載事項に変更が生じた場合、改訂版を提示すること。
- (2)作業中に疑義が生じた場合は、担当者と適宜打ち合わせを行い、合意を得た上で作業を進行すること。
- (3)業務に必要な資材、運搬等は全て契約締結業者が手配すること。
- (4)詳細については担当者の指示に従うこと。